

広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月15日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

広島県公安委員会規則第5号

広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年広島県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文を次のように改める。

審査庁は、審査請求がされたときは、審査庁が行う審理に関する事務を補佐させるため、警務部監察官室の警視の階級にある警察官のうちから審理官を指名するものとする。

第3条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、広島県警察本部の警視の階級にある警察官のうちから当該審理官に代わる審理官を指名するものとする。

第3条第5項を削り、同条第6項中「第4項各号」を「前項各号」に、「速やかにその内容を」を「適宜その概要を取りまとめ、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削る。

第8条第4項中「審理関係人」の次に「（処分庁等が審査庁である場合には審査請求人及び参加人。以下同じ。）」を加える。

第12条第5項を次のように改める。

5 前項の規定により口頭意見陳述を聴き取った審理官は、別記様式第15号による口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

第21条第5項を次のように改める。

5 前項の規定により陳述を聴き取った審理官は、別記様式第27号による参考人陳述録取書を作成するものとする。

第23条第5項を次のように改める。

5 前項の規定による質問のうち口頭による質問をした審理官は、別記様式第34号による質問録取書を作成するものとする。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

別記様式第3号から別記様式第14号までの様式の備考を削る。

別記様式第15号を次のように改める。

様式第15号（第12条関係）

口 頭 意 見 陳 述 録 取 書

住所

氏名

上記の者は、 年 月 日 午 前
後 時から

において、

について、要旨以下のとおり口頭で意見を述べた。

注 不用の文字は、消すこと。

別記様式第16号から別記様式第26号までの様式の備考を削る。
別記様式第27号を次のように改める。

参 考 人 陳 述 録 取 書

住所

氏名

上記の者は、 年 月 日 午^前後 時から

において、

について、要旨以下のとおり参考人として陳述した。

別記様式第28号から別記様式第33号までの様式の備考を削る。
別記様式第34号を次のように改める。

質 問 録 取 書

住所

氏名

上記の者に対して、 年 月 日 時から 時まで、

において、

について、概要以下のとおり質問し、回答を得た。

別記様式第35号から別記様式第46号までの様式の備考を削る。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この公安委員会規則の施行の際現にこの公安委員会規則による改正前の広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則第3条第1項の規定により指名されている審理官は、この公安委員会規則による改正後の広島県公安委員会に対する審査請求に関する規則第3条第1項の規定により指名された審理官とみなす。